

研究支援員制度の利用申請・審査について

募集期間：令和4年2月7日（月）～令和4年2月28日（月）13時30分

面接選考：令和4年3月14日（月）午後（書類選考後にオンラインにて実施）

※面接選考は、以下に該当する者を対象とする。

- ①令和4年度に新たに本制度の利用を希望する者
- ②令和3年度の本制度利用者で、面接時から状況の変化があった等、男女協働推進センターが面接を必要と見なす者

利用期間：令和4年5月1日～令和5年3月31日

※利用期間は年度単位で最長11か月です。研究支援員の雇用期間は半年、もしくは11か月となります。

申請要件：本学に雇用される教員・研究員（常勤・非常勤は問わない。）又は日本学術振興会の特別研究員（P D/R P D）及び業務として研究に従事する技術職員であって、以下のいずれかの要件に該当する者。

- (1) 出産を控え、母子手帳を取得していること。
- (2) 特別休暇（産前・産後）又は育児休業、介護休業を取得している、若しくは取得を予定していること。この場合、研究支援員の業務及び勤務の管理を行う教員（代理監督者）を置くこと及び、支援期間中の業務は、本制度を利用する研究者等（利用者）から研究支援員及び代理監督者に予め伝えることにより、研究支援員が利用者の直接指示がなくとも従事可能であることが確認できていること。
- (3) 小学校修了前の子を養育していること。
- (4) 要介護認定を受けている父母その他の親族を介護していること。
- (5) 不妊治療中であること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、研究支援員からの研究支援を受けることが必要と認められる特段の事情を有すること。

必要書類：

◎ 技術職員確認様式（業務として研究に従事する技術職員のみ必須）

◎ 申請資格確認の必要書類（②は既に提出している場合は不要。③④⑤は該当する場合に必須。）

①申請要件（1）及び（2）の出産・育児に該当する場合	・ 出産（予定）日を確認できる書類（母子健康手帳の写し等）
②申請要件（3）に該当する場合	・ 子どもの居住地・年齢を証明できるもの（健康保険証、住民票の写し等）
③申請要件（2）及び（4）の介護に該当する場合	・ 要介護又は要支援の認定を証明できるもの（介護保険被保険者証の写し等）
④申請要件（5）に該当する場合	・ 不妊治療を証明できるもの（不妊治療連絡カード等）
⑤その他、研究支援員制度による支援の必要性を説明できるもの	・ 外部資金について研究期間・交付額が確認できるもの（申請書、研究計画調書、採択通知等） ・ 入院や疾病状況を証明又は説明できるもの（診療費の領収書の写し等） ・ 障害者手帳の写し 等

次項も記載がありますので、ご確認をお願いいたします。

申請方法：利用申込申請フォームから申請

※令和4年2月28日（月）13時31分以降は申請フォームが閉じるため、入力内容を送信できません。 期日に余裕をもってご対応いただきますようお願いいたします。

※申請時点で本学の教職員の方と本学着任前の方で入力フォームが異なります。

本学教職員の方は「学内申請者用入力フォーム」、本学着任前の方は「学外申請者用入力フォーム」から申請をお願いします。

※利用申込申請フォームは一時保存ができません。 ホームページに掲載している設問を事前にご確認いただくことをお勧めします。

必要書類の提出方法：

【学内者】 ※申請日時点で本学教職員の方 以下①～③のいずれかの方法で提出

- ① 必要書類のデータをアップロード（申請フォームの最後の設問でファイルをアップロードできます）
- ② 必要書類のPDF データをメール（ki-danjyo-kikaku@office.osaka-u.ac.jp）に添付して提出
- ③ 必要書類を学内便で＜吹田＞企画部男女協働推進課男女協働企画係宛に送付

【学外者】 ※申請日時点で本学着任前の方 以下①・②のいずれかの方法で提出

- ① 必要書類のPDF データをメール（ki-danjyo-kikaku@office.osaka-u.ac.jp）に添付して提出
 - ② 必要書類を郵送（〒565-0871 吹田市山田丘1-1 大阪大学企画部男女協働推進課男女協働企画係 宛）
- ※学外申請者用入力フォームからはデータのアップロードができません。申請フォームをお間違えないようご注意ください。

その後の手続き：

- ◎ 男女協働推進センターにて書類選考及びオンライン面接を実施。（実施日時：3月14日（月）午後）
- ◎ 男女協働推進センター長より、申請者宛に採択通知又は不採択通知を発出。
- ◎ 新規利用者に対するガイダンス（オンライン）を3月28日（月）10時30分～11時30分（予定）に実施（出席必須）。
- ◎ 採択された申請者における研究支援員制度の雇用条件（※）に沿った研究支援員の候補者の選考・面接を経て、企画部男女協働推進課男女協働企画係が研究支援員の雇用手続を実施。
※以下に該当する場合、研究支援員として雇用できません。
 - ① 研究支援員として雇用する期間に、他部局で「教職員の職名及び職務内容等に関する要項」の別表第1、別表第2及び別表第3に記載される職名で雇用される者
（アルバイト・TA・RA・TFは兼務可）
 - ② 本学での雇用が通算5年に達する者
- ◎ 研究支援員による支援の開始（5月1日より）
（但し、4月6日（水）迄に研究支援員の候補者が見つからない場合は、支援開始時期が遅れます。）

以上